

# 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

教育訓練を実施する事業主の方へ

## 教育訓練の判断基準

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。

教育訓練を実施した場合には、賃金助成のほかに教育訓練費が加算されますが、**助成対象となる教育訓練は、職業に関する知識、技能、技術の習得や向上を目的とするもので、その企業にとって今後の生産性向上につながると認められることが必要**です。

次に掲げるものは、助成対象となりませんので、計画作成の際はご注意ください。

助成金の対象とならない教育訓練	
①	その企業において <b>通常の教育カリキュラムに位置づけられているもの</b> (例) 入社時研修、新任管理職研修、中堅職員研修、OJT
②	<b>法令で義務づけられているもの</b> 詳しくは裏面をご覧ください。
③	<b>転職や再就職の準備のためのもの</b>
④	教育訓練科目や職種などの内容に関する知識または技能、実務経験、経歴を持つ <b>指導員または講師※により行われるものでないもの</b> ※資格の有無は問いません
⑤	指導員または講師が不在のまま <b>自習(ビデオやDVD等の視聴を含む)</b> を行うもの
⑥	<b>通常の生産ライン</b> で実施するもの、 <b>通常の生産(営業)活動と明確に区別できない</b> ※裏面参照もの、または教育訓練過程で <b>生産されたものを販売</b> する場合
⑦	<b>過去に行った教育訓練を、同一の労働者</b> に実施する場合
⑧	<b>海外</b> で行うもの
⑨	<b>外国人技能実習生</b> に対して実施するもの

◆訓練の実施に当たっては、ハローワークなどの助成金申請窓口でご相談ください。



広島労働局・ハローワーク



日本はひとつ  
じごとプロジェクト

## 「法令で義務付けられているもの」の範囲

### 労働安全衛生法で義務付けられている教育

- ◆ 労働安全衛生法第59条、第60条をはじめ第61条、第3章など、安全衛生法が事業主に実施を義務付けている全ての教育、講習  
(例) フォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習 など
- ① ◆ 一定の場合に設置が義務付けられている資格を取得するための講習  
(例) 衛生管理者等の講習、職長等の教育 など

なお、義務付けられている有資格者の人数を超えて設置しようとする場合など、受講が義務付けられていない労働者に当該教育訓練を行う場合であっても、同様に助成対象となりません。

### その他全ての法令で義務付けられている教育等

- ◆ 法令に基づき、事業主に実施が義務付けられている全ての教育  
(例) 運行管理者、食品衛生管理者、特定高圧ガス取扱主任者 などの講習
- ② ◆ 法令で義務付けられている資格を取得するための教育  
(例) 各種運転免許、自動車整備士、調理師、栄養士等の資格 など

なお、既に取得した資格の更新のための教育も助成対象となりません。

法令で義務付けられている免許資格を取得するための教育、法令によって実施が義務付けられている講習等については、全てが助成対象となりませんので計画作成の際はご注意ください。

キャリア形成促進助成金など、他の助成制度の対象になる場合もありますので、お気軽に労働局又は各ハローワークにご相談ください。

## 「通常の生産（営業）活動と明確に区別できないもの」の要件に該当する可能性のあるもの

本助成金の対象となる教育訓練は、**休業の代わりに実施する**という趣旨から、通常の生産活動と区別して行う必要があります。

下に挙げた例は助成対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

### 5S活動、職場の改善のための研修など

一般的な理念に関する指導、講義等は助成対象となりますが、実際に就労の場で活動（整理・清掃など）を実施すると通常の生産活動であるため助成対象となりません。

### 品質向上、課題克服のための研修など

一般的な理念についての講習は助成対象となりますが、実際の製品や課題について検証、検討する場合には、会議に相当するため、助成対象となりません。

### ISO認証取得のための教育など

ISO認証取得のための準備作業及び取得に必要な訓練計画に基づき実施する教育訓練は、通常の生産活動であるため助成対象となりません。

### 事業所で通常実施している訓練

ある業務に就かせるために、必ず（定期的に）受けさせているような訓練は、通常業務にあたるため助成対象となりません。